

第 17 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H21.3.30(月)13:33 - 14:47

場 所：議会棟 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11 名）、事務局

総務部稲垣総括室長、総務部予算調整室中田室長、その他

資 料：第 17 回議員提出条例に係る検証検討会事項書

資料 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しの一覧表

執行部資料 1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」の検討会案に関する意見

執行部資料 2 暴力団等の排除について

検討会議事録 概要版

委員：第 17 回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

前回、3月5日の第16回検討会において、条例の規定又は運用の在り方の見直しについて、検討会で一定の合意が得られた。

その後、合意の得られた概要を執行部に説明した上で、執行部の意見を求めたところであるが、内容について検討したいという事項もあった。そこで、本日の第17回検討会では、改めて、執行部の意見を聴取する。その上で、この検討会としての討議の結果を確認することとしたい。

はじめに、前回、3月5日の第16回検討会において、本条例の規定又は運用の在り方の見直しについて、検討会で一定の合意が得られた内容について確認する。検討会としての、前回までの討議の結果をまとめ、**資料 1**として配付した。

意見の聴取に先立って、**資料 1**の見直し案の内容を確認する。

1点目、条例第5条関係で、予算に関する補助金等に係る資料については、現行どおりとすることとなった。なお、この資料をホームページに掲載するなどして、公表することとなった。

2点目として、第6条関係で、交付決定実績調書については、議会に報告するものは、補助金等の交付金額が5億円以上のものとするようになった。さらにその報告は各定例会の年2回とすることとなり、時期としては各定例会の開会日である2月会議及び9月会議の最初の招集日になるかと思われる。また、ホームページへの掲載などによる公表は、現行どおり補助金等の交付金額が7千万円以上のものについて行うこととしている。

3点目として、第7条第1項関係で、評価は、年次報告の中で整理して議

会に報告することとなった。

4点目として、第7条第3項関係で、継続評価実施計画及びそれによる評価は廃止し、事業年の終了後に評価を行って議会に報告することとなった。

5点目として、第8条関係で、年次報告において、交付実績1千万円以上と評価結果7千万円以上とを整理して報告することとなった。報告時期は、会計年度終了後6月以内と、厳格化することとなった。これは、事業が終了した年度の次の年度の9月末までに、年次報告を提出することとなるということである。さらに、の評価結果7千万円以上の様式の修正について、予算時の交付予定額と交付実績額とが対比ができるようすることとした。なお、この様式の修正は、中嶋委員の提案に基づいて盛り込んだものである。

6点目として、資料1の .その他で、「報告の様式について、同じ内容の評価が列挙されているものなどの整理、統合等を図る」としたのは、萩原委員の提案に基づいて盛り込んだものである。

7点目として、資料1の .その他で、「補助金等の交付対象から暴力団等を排除することについて、条例において規定する」としたのは、竹上委員の提案に基づいて盛り込んだものである。

見直し案の内容は以上である。次に、執行部の意見を聴取する。

執行部：前回の検討会でいただいた宿題の中で、一番ハードルがあると考えられるのが暴力団等に関するものであるので、これについて説明する。

(執行部における検討の)結論は次のとおりである。すなわち、補助金等の中でも、その趣旨から基本的人権に関わるものは排除は難しい、また、その性格上県の裁量のあるもの、つまり奨励補助金について暴力団等の排除を検討したい。

また、確認の範囲について、直接交付先はさておき、補助事業者が(補助を受けて)事業を行う場合、どこまで縛れるのかあるいはフォローしていくのかという技術的問題がある。

執行部としては、(暴力団等を排除する場合)県が直接補助するものを対象とすること、補助金の性格として奨励補助金を中心に(排除することを)検討したい。なお、国の(補助金等の)枠組みをそのまま利用しているものはどこまでできるか。

基本的には、上記の2点を中心に、さらに詰める必要があると認識している。

補助金等からの暴力団等の排除という趣旨は、当然のことであるので、その方向性を持ちながら検討したい。

しかし、これについて立法者の意思がどこまで求めるものであるのか不明であるので、(執行部資料2)はその結論を導くに当たって、3つのケースを検討した結果である

執行部：(執行部資料1)及び(執行部資料2)に基づき説明)

(執行部資料1)については、森本委員、中嶋委員の指摘を受け、反映させたものである。

委員：執行部から意見をもらったもの以外の点について、すなわち(執行部資料1)の2から5までについて、ここで確認することでよいか。

(「よい」の声)

委員：再確認をさせていただいた。(執行部資料1)の1の点についてはどうか。

委員：説明で、HPで公表されるものと議会に提出されるものとは同じものとのことであった。ここで、今まで以上に「未定」との記載は増えるものなのか。

執行部：特にそのような想定をしているものではない。注意書きを明記するというものである。

委員：補助金等に関する(記載の)整理を図るということについてであるが。

委員：様式の件については、後で議論する。今は、(執行部資料1)の1について議論したい。

私から質問であるが、(執行部資料1)の1の1について、現在のものと同様であると理解してよいか。

執行部：現在は、注意書きはないものである。

委員：注意書きはないが、現在議会へ提出されているものと同様のものが公表されるというわけか。1については、この方法で対応することでよいか。

(「よい」の声)

委員：その他の様式の1について、いかがか。

委員：私の提案である様式について、協会外1件という形は困る。これでは、どこの協会にいくら交付されたか分からない。交付先はどこで、いくら交付されたかはきちんと書いてほしい。その部分ではなく、後の理由の部分で、同じような記載を整理してほしいという意味である。

執行部：これは、主に市町等(への交付)についてを想定しており、金額が同じものについては記載しないことをしてはいかがかというものである。

委員：評価報告書のことと思われるが、同じような記載については「同上」などと整理してはどうか。

執行部：そのようにする。「同上」の記載が続くことになるとと思われるが。

委員：それでは、評価結果において同じような記載については「同上」と記載して整理することでよいか。

(「よい」の声)

委員：その他の様式の1については、いかがか。

委員：私の認識としては、交付実績額について当初交付決定額から変化したものについて捕捉したいというものである。従って、交付決定実績調書の数

字と交付実績額とを対比させていただきたいというものである。

執行部：2の1について記載を変えるという理解でよいか。

委員：一旦決定された交付決定が変更された場合、それが分かるようにということか。それでは、様式はどうすることとなるのか。

委員：様式についてはもう一度やりたいが、交付決定で変更があった場合に記載されればよい。交付決定の対象ごとに当初交付決定額と、最終的な実績額とを対比いただければよい。変更がなければ「- (バ-表示)」でよい。

委員：予算時の交付予定額と最終の交付実績額を比較するわけではないのか。

委員：予算は我々が認めたものであり。私が注目するのは、一旦交付決定されたものが、どう変化して最終的にいくらだったのかであり、すなわち当初交付決定額と最終決算額とを対比させていただきたい。

委員：(執行部資料1の)2において報告されている5億円以上の金額や、公表されている7千万円以上の金額と、交付決定額とを比較するというイメージでよいか。

委員：この提案をした背景について説明させていただくと2の交付決定実績調書の報告が、5億円以上となったので、ほとんどの変更分が抜けてしまうこととなる。その部分をフォローしてもらいたかったというものである。

委員：交付決定額と最終の交付実績額とが比較されるよう修正することで、確認してよいか。

(「よい」の声)

委員：次に、暴力団の排除について質問はないか。

委員：現時点でも県の公共工事の契約先として暴力団の排除は行われているものである。この補助金等の交付の場合は、例えば社会福祉法人に交付する場合を想定しているもので、どこまでかはしておき、そういう対象は当然排除しているのではないのか。もちろん、乳幼児医療費補助などこれは市町に交付するものであるが、基本的人権に関わるものは排除してはいけないものであり、例外があり得ることは分かるが。このような場合に、基本的人権に関わるものなど、今までどこまで、どのように排除してきたのか。

執行部：工事や物品調達については、登録している業者なので対象が限られている。しかし、補助金についてはその交付対象の範囲が広いものである。交付の際、交付先について審査している余裕がないものもあり、補助金について一つ一つ検討させていただきたい。そのための時間をいただきたい。

執行部：暴力団等であるか否かの確認については、県が確認する場合と、補助金の交付要件として、補助事業者の確認義務を課す場合とが考えられる。しかし、後者については市町であればできるかもしれないが、あるいは工事なら経営診断でスクリーンをかけるなどの方法は考えられるが、その他の部分について民間には無理かと考えられる。直接の一次の補助事業者が

行う事業についても、金がどのように流れるかを捕捉するのは難しい。

委員：質問がある。1点目は、現行の工事契約からの排除については、どこまで行われているのか。下請けや孫請けまで排除しているのか。

2点目は、暴力団等を排除することとなった場合、県警本部と連携を図って行うこととなるのか。

執行部：2点目のご質問については、県警と連携しなければ難しいと考える。

実際に連携は、県が行うのか、市町が行うこととなるのかは、不明であるが。

1点目については、元請けまでしか捕捉していないところである。

委員：私は、県が直接補助金を交付する対象から排除することが、まずやれるのかと考えている。その中で、基本的人権に関わるような補助金は例外とし、原則としてということは条例として規定すべきと考える。排除の範囲については、物件の協定を参考として運用の中で考えていくことと考える。

ケース2、ケース3については、これはどこかで整理しなければ。交付された後にばれた場合、通告し、返還を命ずることができればいいのだが。これは、民法か補助金適化法かで根拠のあるものがあればよいが、額の確定をしてから例えば5年間など期限を設け、強制するものではないが、返還を求めることができるようにしたい。

執行部：その点については、少し検討が必要である。あらかじめ暴力団等であると知っていた場合と、あるいは結果として暴力団等がいた場合とが考えられる。後者の場合、善良なる管理者の注意義務に反していないから免責を与える（返還を求めない）かなどについては、法律的にも整理する必要がある。

委員：公共工事や物品の場合は、後で分かった場合どう対応しているのか。

執行部：それらの運用で、やっていけば、根拠をどちらに置くかなどについてもそれを参考とする。

委員：条例を改正することについては、議提だからといって改正するのも議提到にこだわるものではない。執行部提案でも構わないと思っている。しかし、いつまでにするのか決めておいた方がいいと思う。

委員：私の考えでは、とりあえずケース1について考えざるを得ないだろう。

ケース2やケース3については、県の契約でもやっていないと思われる。

おそらくできないからやっていないのだろう。補助事業において、下請けなどで暴力団等が関与してくるケースは出てくるかもしれないが、個人や法人には調査能力がなく、難しいと思う。入れるべきだと考えるのは、美し国などのケースのように、これからは行政とNPOとが密接に繋がっていくようになる。NPOは、その実態として様々であり、そのような（暴力団等のような）形のものもあり、問題も起きてきた。そのようなことを阻止す

る方法として、どこかに盛り込まれればと考えたものであり、できるところから取り組むのがよい。問題があることは認識しているが、物事に例外はあるものである。極力ケース2まで対応されたいと考えるが、できることから始めるのがよいと考える。

委員：暴力団についてはもうしばらく検討することが必要だろうと思う。よって、暴力団関係の部分を除いて、私どもが検討してきた結果について先に議提で条例改正をし、その後、近いうちに改めて条例改正すると、そういう2段構えになるということでもいいのか。これは執行部提案になるのか議提になるのかは分からないが。

委員：私はどちらでも構わない。そういう手段であったとしても、結果として出来上がれば、時期を明確にしておかないといけないのかと思う。

委員：執行部の意見を聞くと、ケース1でももう少し検討する余地があるとのことである。その他の部分については、結論が出て条例改正の手続きに入るばかりである。よって、この際、2段構えがよいかと思った訳である。

委員各位はいかがか。

委員：私は一気にやるべきと考える。ずっと検討されることとなると問題だ。やれるときにやっておかないとなかなか決まらない。

委員：仮に議提議案で条例改正しようとしても、今の議会の日程からいくと全員協議会で説明する必要があるため、改正はかなり先になると考えられる。想定として、6月議会に延びる可能性がある。それまでに執行部の側で結論を付けてもらえれば、同時に改正できるが、1、2ヶ月の内に結論は出せるか。

執行部：鋭意努力させていただく。

委員：同時期がよい、できれば次の6月がよいと思う。予算に関する資料の提出時期は既に過ぎており来年度末かと思われる、年次報告は9月頃提出されるので、条例案は6月議会に提出したい。暴力団についてもケース1で、できるところからやるべきである。

委員：条例改正しても、交付決定実績調書を9月会議の冒頭に提出いただくということになるだろう。それまでの間に一挙に条例改正するということで、執行部に検討願うことでいかがか。

委員：ケース1でもまだまだ検討しなければ難しいということだが、いかがか。

執行部：いずれにしても、この会議の方向性を最大限尊重し、6月議会に間に合うように作業を進めたい。

委員：ケース1だったら6月目途にできる可能性が高いというふうに認識してよいか。

執行部：ケース1の方で結論を出す。

委員：ケース1を前提とするなら6月議会に間に合わせるという約束であるが

委員各位いかがか。

委員：よい。

委員：ぜひそれをお願いしたい。その他間接補助とか、補助金交付した相手方が暴力団関係であった場合など、補助事業の遂行に当たってそのようなケースで、交付決定の額の確定後に判明した場合、返還等を求めることについても、合わせて検討いただき、提案いただきたい。暴力団等であると事前に知っていた場合はもちろん、善管注意義務を果たしたが分からなくて、後に判明した場合について、返還等を求めるかについては検討を要する。補助事業について厳しくし過ぎるのも問題である。従って、このようなケースについて検討結果を求めるものではないが、検討していただければ幸いである。

委員：今一度確認する。ケース1を前提として条例改正が6月議会でできるように努力していただくということ、及びその他のケースについてもどこまで盛り込むかは別にして検討していただくということ。これでよいか。

(「よい」の声)

委員：そうすることとする。以上で、見直し案の検討につきましては終了する。執行部には退室いただきたい。

(執行部退室)

委員：検討会として取りまとめられた案について、会派のご意見をまとめていただきたい。

(「了解」の声)

委員：パブコメの募集について、議員提出条例に係る申合せでは、必要に応じてパブコメの募集を実施することとされている。この条例の見直しについては、主に執行部からの報告についてである。県民の権利義務に関わるものは少ないので、パブリックコメントの募集は不要かと思うが、委員各位のご意見はいかがか。

委員：悩ましい場合にはルールに則ることとする方がよいが、パブコメを募集すると時間がかかるのが問題である。

委員：この後条文化して、パブコメを募集することとなると、さらに時間がかかる。

事務局：パブコメの募集に当たっては条文案を示すものではなく、改正の概要を示すものである。

委員：パブコメを募集するほどの話ではないのではないか。

委員：今回はなしでよいと考える。

委員：パブコメの募集はしないこととする。

委員：執行部の意見を聴取し、それを踏まえて確認した事項を反映させてもらってから、会派調整を行うこととしたい。

委員：検討会の見直し案として、改めて修正して提示することとする。次回の日程については、追って連絡する。会派でのご意見をまとめ、報告いただきたい。

委員：それであるなら、様式についても、これは執行部の話になるが、改正された様式例を示していただきたい。

会派の意見調整の日程や様式例をお示しいただくことも含めて座長に一任する。

委員：この検証検討会のメンバーについて、この補助金等に関する条例の検証が終了したら、メンバーの見直しを提案したい。どの場で言うべきことが分からないが。なお、この条例の改正については、このメンバーで仕上げるべきと考える。

委員：役員選挙からだろうと認識している。

(終了)